



過剰木材在庫利用緊急対策事業助成金

②助成対象木材製品の利用と助成金の額

■ 助成事業申請書類の作成

取組事業者は、事業申請書（様式1号）及び付属資料を別添2 に定める地域木材団体を經由し一般社団法人全国木材組合連合会（以下「全木連」といいます。）に提出する。

■ 助成事業申請書等の提出期限等

令和2年6月1日（月）から令和2年10月30日（金）17時までとします。

■ 助成対象木材製品と助成金の額

助成対象となる木材製品の利用の範囲は、利用の区分ごとに以下に定めたものとします。ただし、構造材及び内装材については、産業用途と居住用途を兼ねる建築物にあっては、居住用途の部分における木材製品の利用を除くこととします。

構造材に係る助成を受けた者は、

助成対象となる同一の物件について内装材に係る助成を受けることができない。

I 構造材

要件を満たす物件を**新築、増築、改築等する構造材等への木材製品の利用**を対象とします。

いずれも全部又は一部に木材製品を使用した**構造材を新規に設置する場合**に限ります。

I 構造材 助成金	
① 事業申請時の申告内容	延べ床面積に39,000円/m ² を乗じた金額
② 交付申請時の申告内容	延べ床面積に39,000円/m ² を乗じた金額
③ 交付申請時の申告内容	構造材利用費（仮設工事費、基礎工事費、木工事費及び内装材利用費の合計）に1/2 を乗じた金額
注釈：①、②、③ のうち、最も低い金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額とします。	

II 内装材

物件の修繕等（全部又は一部に木材製品を使用した構造材を新規に設置しない場合に限り。）で仕上げの表面に新規に木材製品を用いる場合における内装材への木材製品の利用が対象。

申請においてアとイの両方が含まれる場合は、①から③まで、それぞれアの額とイの額を合算して比較

II 内装材 助成金	
ア：壁及び天井の仕上げに木材製品を利用する場合	
① 事業申請時の申告内容	内装材利用面積（壁及び天井に係る面積）×12,000円/㎡=金額
② 交付申請時の申告内容	内装材利用面積（壁及び天井に係る面積）×12,000円/㎡=金額
③ 交付申請時の申告内容	内装材利用費（木質化部分の仮設工事費及び内装仕上工事費）×1/2=金額
注釈：①、②、③のうち、最も低い金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額とします。	

II 内装材 助成金	
イ：床の仕上げに木材製品を使用する場合	
① 事業申請時の申告内容	内装材利用面積（床に係る面積）×7,000円/㎡=金額
② 交付申請時の申告内容	内装材利用面積（床に係る面積）×7,000円/㎡=金額
③ 交付申請時の申告内容	内装材利用費（床に係る内装材利用費）×1/2=金額
注釈：①、②、③のうち、最も低い金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額とします。	

III 外構材

要件を満たす物件に新規に木材製品を用いる場合における外構材への木材製品の利用が対象

利用する木材製品については、取組事業者がクリーンウッド法に基づく合法性を確認した木材製品以下の①から③の基準を満たすものとします。

①	外構施設の地際又は基礎に接する部位には、JAS規格の性能区分のK4又はAQ認証の1種の処理を施した木材製品を使用するものとします。
②	外構施設の構造上重要な部位には、①に示す木材製品のほか、JAS規格の性能区分のK3又はAQ認証の2種の処理を施した木材製品を使用するものとします。
③	その他の部位には、①、②に示す木材製品のほか、木材保護塗料、表面処理材の塗布等による処理を施した木材製品を使用するものとします。

また、交付申請書に関してはア～クのものを提出する要件となっています

ア 施設の配置図、平面図、断面図、立面図

イ 記録写真

ウ 交付金額の査定に必要な資料（契約書面等で材料費や施工費等の内訳が判別できるもの）

エ 審査結果通知書の日付以降に現場の工事の着手があったことを証明する資料

オ 対象施設の木材製品の使用量が判別できる書類（仕様書、木拾い表等）

カ 合法伐採木材を使用していることが確認できる資料

キ 対象施設に使用した木材の耐久性を証明する資料

ク クリーンウッド法に基づく登録事業者から当該物件で利用する全ての木材製品を調達した場合又は登録事業者が利用する場合は、登録事業者であることを確認

木材製品を利用する場所等による、助成金の上限は3,000万円

III 外構材 助成金 ア：塀又は柵に木材製品を利用する場合	
① 事業申請時の申告内容 (1)又は(2)と(3)を比較して 低い方の金額	(1) 通常 外構利用延長×17,500円/m = 金額
	(2) クリーンウッド法に基づく登録事業者から ・当該物件で利用する全ての木材製品を調達する場合 ・登録事業者が利用する場合 外構利用延長×30,000円/m = 金額
	(3) 外構材利用費の見積額
② 交付申請時の申告内容 外構利用延長	上記 ①事業申請時の (1)(2)(3)を比較して低い方の金額と同じ算出方法
③ 交付申請時の申告内容	外構材利用費の金額
注釈：①、②、③のうち、最も低い金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額とします。	

III 外構材 助成金 イ・その他外構施設に木材製品を利用する場合	
① 事業申請時の申告内容 (1)又は(2)と(3)を比較して 低い方の金額	(1) 通常 木材製品利用量×100,000円/m ³ = 金額
	(2) クリーンウッド法に基づく登録事業者から ・当該物件で利用する全ての木材製品を調達する場合 ・登録事業者が利用する場合 木材製品利用量×150,000円/m ³ = 金額
	(3) 外構材利用費の見積額
② 交付申請時の申告内容 外構利用延長	上記 ①事業申請時の(1)又は(2)と(3)を比較して 低い方の金額を比較して低い方の金額と同じ算出方法
③ 交付申請時の申告内容	外構材利用費の金額
注釈：①、②、③のうち、最も低い金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額とします。	

III 外構材 助成金 ウ・一定区域において複数の外構施設を木質化する場合	
① 事業申請時の申告内容	外構利用延長又は木材製品利用量に ア又はイの所定の金額を乗じた金額の合計金額と 申告する外構材利用費の見積額を比較して低い方の金額
② 交付申請時の申告内容	外構利用延長又は木材製品利用量に ア又はイの所定の金額を乗じた金額の合計金額
③ 交付申請時の申告内容	外構材利用費の金額
注釈：①、②、③のうち、最も低い金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額とします。	